広報としま

第275号
昭和47年11月25日発行

発行　東京都豊島区役所　豊島区東池袋　1—18—1　☎〔981〕1111　〒170　編集　広報室

世帯と人口
11月1日現在

		前月比
人口	317,250	(−286)
男	157,723	(−78)
女	159,527	(−208)
世帯数	136,557	(−90)

（住民基本台帳による）

ズバリお聞かせください
981-1133
言葉は変いいみみへ。

この電話は夜間・休日でも利用できます。区政に対する意見要望・苦情をお聞かせください。
（執務時間中は区民相談室—内線　472・475—で受けています。ご利用ください）

猪苗代青少年センター　12月27日オープン

充実する社会教育施設

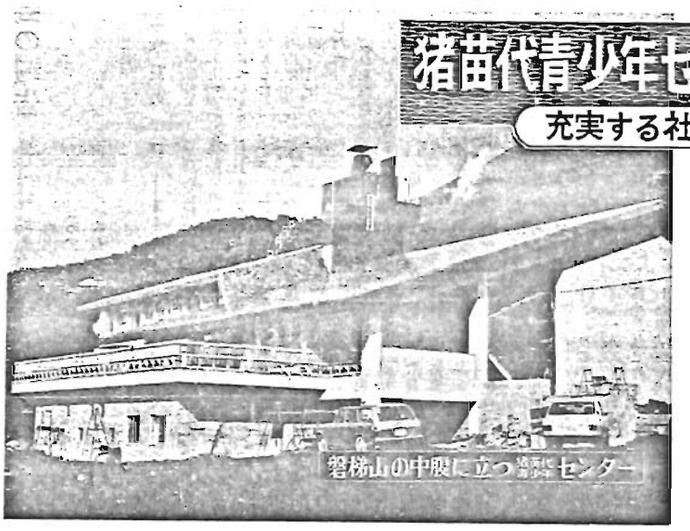

猪苗代青少年センターは、ことしの四月に工事をはじめて、いま最後の仕上げを急いでおります。所在地は、福島県耶麻郡猪苗代町字見祢山一番地で、歌で知られる会津磐梯山を背に、眼下に猪苗代湖を眺望する自然の環境に恵まれた場所にあります。この施設は、おもに青少年の健全な育成を図るために、団体生活の指導及び研修などを行なうところで、そのため冬はスキー、夏はキャンプを楽しめる設計のもとにつくられております。

施設のあらまし

◇**施設の規模**
敷地面積　二四、八〇八平方メートル（総合体育場の約一・六倍）
建築延面積　一、一四二平方メートル
建物　鉄筋コンクリート造地上二階地下一階
◇**建物の内容**
地下一階　乾燥室、暖房機械室、電気室
地上一階　ホール談話コーナー、食堂、リネン室、事務室、保健室、浴室、宿泊室（二段ベット四室）
地上二階　集会室、研修室、リネン室、浴室、宿泊室（二段ベット四室）
◇**収容人員**　六十四名
◇**休業日**　利用する方の便宜を図るため、年末年始並びに日曜日及び祝日は休まず、毎月第二・第四の火曜日及び水曜日に休業いたします。
◇**交通機関**
磐越西線（郡山経由）で、猪苗代駅に下車し、駅より国設猪苗代スキー場行バスで土津（はにつ）神社前下車、徒歩七分
◇**利用の方法**
利用できるのは、区内に居住し、または勤務する青少年（満三十歳未満の者）を主体としますが、当センター設立の趣旨にそって利用されるようとする青少年以外の方も利用できます。
◇**申込の受付**
(ア) 青少年が団体又は、グループで、青少年センターの趣旨にそった利用計画をもって利用する場合
(イ) その他の利用の場合
◇**申込日時**
利用の申し込みは、(ア)の利用者については、昭和四十七年十二月四日午後一時三十分から、(イ)の利用者については、十二月五日午後一時三十分から受け付けを始めます。
昭和四十八年一月以後は、(ア)の利用者については、利用日の二カ月前の初日（初日が日曜日又は祝日のときは、その翌日、一月については五日）(イ)の利用者については、利用日の一カ月前の初日から受付けます。
◇**使用料**
(ア)の利用者
一人一泊　二〇〇円
(イ)の利用者
一人一泊　三〇〇円
◇**食費**
一人一泊（三食）四五〇円
使用料を納めるときに、お預りいたします。
◇**受付場所**
社会教育課（庁舎三階）
◇**その他**
宿泊の限度は三泊四日です。小学生未満の幼児は、利用できません。
施設には、スキー用具の備付けはありませんので、お持ちになるか、又は貸スキーを借りていただきます。
くわしいことは、社会教育課（内線415）におたずねください。

巣鴨には体育館

12月17日オープン

区内に二つ目の区立体育館として、みなさんからその完成が待たれていた巣鴨体育館は、昨年十月に着工以来工事も順調に進み、いよいよ来月十七日にオープンすることになりました。
この体育館には、豊島区では初めての温水プールとトレーニング・ルームを併設していることで、年間を通じて水泳を楽しむことができることになります。

◆**規模**
建設地＝巣鴨三丁目八番七号区立巣鴨図書館隣（国鉄大塚駅北口下車・武蔵高等学校先左へ入る。歩八分）
建築面積＝延二、四八四平方メートル
◆**内容**
地下一階　温水プール（25×11メートル）
地上一階　トレーニングルーム・会議室・事務室
地上二階・競技場（バレーボール一面、バスケットボール一面・バドミントン四面・卓球十六台・体操）
☆**個人利用方法等**
別表の時間に直接体育館にお出のうえご利用いただきますが、つぎのことにご注意ください。
◎競技場
・卓球・バドミントンは、各自ラケット・球（シャトルコック）をご持参ください。
・運動靴など上履が必要です。
◎温水プール
・二時間の入れ替え制です。
・小学生は一人につき必ず大人一人が付き添ってください。
・温水プール利用の中学生は、生徒証を見せていただきます。
◎トレーニング・ルーム
・体育館備えつけの用紙で登録していただきます。
・始めてトレーニングをされる方は、医者の診断書が必要です。
☆**団体貸切**
別表の斜線の時間帯につき、団体貸切をします。利用月の既する二か月前の一日から二十日まで、体育館事務所で仮受付けをし、同二十八日の午後六時から抽せんで決定します。
ただし、本年十二月分・四十八年一月分については、十二月一日から十日まで仮受付けをし十三日午後六時に抽せんを行、決定します。
仮受付けは、区内に在住在勤する方で構成するチームのみ受け付けます。区外チームは抽せん後余席があればお貸しします。
トレーニング・ルームの団体貸切りはありません。
・温水プールでは、初心者対象の指導教室等をすい時行なう予定ですが、詳細が決定しましたらお知らせします。
◆**休館日**
・月曜日・祝日の翌日
・年末・年始＝十二月二十八日から一月四日まで
みなさんのご利用をお待ちしています。

◆**利用料金**

	個人利用 一般	個人利用 小学中	団体貸切
競技場	三時間 六〇円	三〇円	全日 四、〇〇〇円
温水プール	二時間 一〇〇円	二〇円	午前 一、一〇〇円
トレーニング・ルーム	二時間 一〇〇円		午後 一、四五〇円
			夜間 一、四五〇円
			二時間 五、〇〇〇円

施設	時間	火	水	木	金	土	日
競技場	前 9.30						
	後 0.30						
	2.00	バレーボール	卓球	バスケットボール	体操	バドミントン	
	5.00						
	6.00	バレーボール	卓球	バスケットボール	体操	バドミントン	
	9.00						
トレーニング・ルーム	前 10.00						
	後 0.00	個人利用	〃	〃	〃	〃	〃
	1.00						
	3.00	指導個人利用	〃	〃	〃	〃	〃
	3.30						
	5.30	指導集団利用	〃	〃	〃	〃	〃
	6.30						
	8.30	指導個人利用	〃	〃	〃	〃	〃
温水プール	前 10.00						
	後 0.00						
	1.00	個人利用	〃	〃	〃	〃	〃
	3.00						
	3.30	個人利用	〃	〃	〃	〃	〃
	5.30						
	6.30	個人利用	〃	〃	〃	〃	〃
	8.30						

地域懇談会の報告

雑多様化する社会情勢の中にあって、住民福祉の行政を推進するためには、多くの区民の方々の意向を把握し、区政を民主的に運営しなければなりません。

そこで、区では、地域に根ざした区民の方々の声を区政に反映させるため、区民と区長との地域懇談会「わたしの意見を区長に話そう」の会を、さる七月三十日(日)の第一地区を皮切りに、別掲のように十一の地区で行なってきました。できるだけ多くの階層の人たちが参加できるよう、日曜日あるいは、平日の夜の時間帯を選び、順次開催してきたところ、各地区とも多数の方のご参加をいただき、多くの貴重な意見をお聴きすることができました。

さる十一月十一日(土)の第四地区で全地区を終了しましたので、そのあらましをご報告します。

▼実施の概要

七月三十日から十一月十一日までの間に、各地区単位に十一回開催し、その時間は、延べ二十五時間となります。参加された方々は延四三六名で平均四〇名となり、最高は第十一地区の百三名、最低は第三地区の十七名でした。

なお、発言された方は、延べ一四五名で、平均一三名となります。区側からは、区長をはじめ、助役、教育長、各部長、関係課長が出席しました。

▼意見の概要

この区長との地域懇談会は、特定のテーマを設定しないので区政全般についてのご意見やご要望をお聞きしたわけです。したがって発言内容も、区政全般にわたり、一四八項目、二九〇件におよびました。

これを区の所管部別にみますと別図のとおりで、土木部関係が最も多く、つぎが区民部関係となっております。

つぎに、内容別に整理して、最も多かったものから十位までを見ますと、別図のように、ゴミ問題に関するものが二十三件で最も多く、つぎが公園・児童遊園に関するもので、一八件、道路に関するものが一七件で、以下老人対策、防災、私道、拘置所跡地開発、地域地区改正、保育園、公害に関するものと続き、現在、多く議論を呼んでいる問題や豊島区の地域的な特性からくる問題等が集約されているようにうかがえます。

以下項目別に内容をみてみましょう。

【ゴミ問題に関するもの】

ゴミ問題は、昨年九月東京都がゴミ戦争を宣言して以来、都民の関心は高く、各地区で発言がありました。

ゴミ減量運動の推進、全般的なゴミ問題、粗大ゴミの収集、一般ゴミの収集に大別されます。

特にゴミ収集車が来たことを知らせる等収集方法の改善を求めるもの、粗大ゴミ収集の申告方式は好ましくないとする意見が多数ありました。

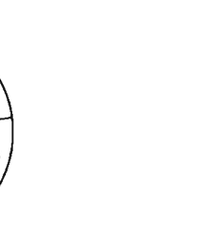

【公園・児童遊園に関するもの】

豊島区内には公園や児童遊園等のオープンスペースが非常に少なく、一人あたりの面積は、二十三区中最低となっております。こうした現状から、やはり公園・児童遊園の建設に関する意見が多く六件でした。このほか、管理、整備の問題、子ども用グランドの建設、区西整理用地の遊び場開放、池袋公園(都市計画公園)予定地内の都営住宅建設問題等となっております。

【道路に関するもの】

道路問題については、いわゆるカマボコ道路の改修、歩道の管理徹底、道路工事の管理(許可した期間のチェック、工事後の始末等)、道路清掃、掘さく復旧、角切り、路上に出た庭木の剪除等となっております。

【老人対策に関するもの】

老人問題は、人口の老齢化に伴い深刻な社会問題化してきており、区も本年度は、重点施策として種々の施策を講じてきております。

内容は、就労(職業を与えて生きがいをもたせる)医療、老齢福祉年金の増額、老人クラブ、福祉施設(福祉センター、いこい室)の建設等となっております。

【防災に関するもの】

過密都市東京とりわけ、豊島区の過密は、二十三区最高であり、地震に対する環境条件は非常に悪化しております。大地震が起きた場合、人的、物的被害を最少にするためには、まず火を出さないことですが、万一火災が起きた場合に備えて、区は地域に消火器を配備しております。

この防災に関するものの内容は消火器の配備、避難場所の確保、意識の啓発、倒壊危険建造物等の調査、緊急時用品等の支給、防災会議に地域の声をも反映する等となっています。

【私道に関するもの】

区内に私道は多くあり、公道と変りなく公共の用に供されております。こうした視点から、その管理を行政に求める意見が出されております。すなわち、水銀灯の設置(六件)をトップに、排水溝の設置、舗装、清掃、買上げ、公道認定等となっています。

【保育園に関するもの】

保育園は、入園希望者の増大に対応して、計画的に建設を進めておりますが、意見の内容は保育園の建設(南長崎方面)、障害児の入園、入園措置の適正・延長保育の公費負担、乳児室との関連等となっております。

以上、多かった意見の内容を簡単に紹介しましたが、このほか、巣鴨駅周辺の開発、拘置所跡地・学芸大跡地の開発、特定地(時習小学校等)の利用計画、交通規制、窓口職員の応接態度、区民集会施設の建設、出張所区域の適正化、環境衛生、身障者対策、都市計画道路、交通安全施設の整備、都電(三十二番)軌道敷の遊歩道化、違反広告物の撤去、公害問題、高層建築物に対する行政指導、地域地区改正、緑化推進、教育の格差是正、教育環境の整備、中学校クラブ活動の充実、土による校庭舗装、学校施設の開放、図書館の建設、体育施設の建設等の貴重なご意見やご要望がありました。

行政への対応

以上のように、非常に多くのご意見ご要望がありましたが、これらについて、区は聞き捨てにすることなく、即刻処理すべきものは処理し、将来にわたるものは慎重に検討を重ねるという姿勢でのぞんでいます。

この地域懇談会で出されたご意見・ご要望のうち、即刻対応した代表的な実例を一・二紹介しますと、七月三十日の第一地区で、巣鴨都バス車庫の排気ガス、騒音の調査要望に対し、公害課では、八月二十四日から三日間調査を実施し、その結果に基づき、九月二十六日東京都交通局長に対し、車両格納場所および出庫口等の変更、構内散逸の禁止および制限、樹木の植樹等五項目について改善を要請しました。十月二十三日、積極的に設備管理運営の改善に努力する旨の回答を得ました。

九月五日の第十一地区で見られた池袋公園(都市計画公園)予定地内の都営住宅建設問題に関する意見に対しては、区は、都住宅局と数回にわたり、打合せを重ね、その円満解決のため努力をし、近くこの問題についての関係者とのお話し合いを行なうべく準備を進めております。

また、老人福祉センターを町会の敬老会に開放する要望に対し、同センターは、九月一日より、一般利用者に比較的影響の少ない午前中の時間帯について敬老会、老人クラブ発会式に開放することになりました。このほか公害問題、道路工事の問題、交通安全施設の問題、下水管敷設の問題等については即刻係員が現場に赴き、調査処理する等対応してきております。

なお、予算化の必要なものについては、現在昭和四十八年度の予算編成期にありますので、その予算化について慎重な検討が加えられております。

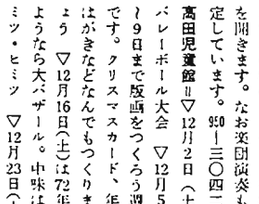

地区別参加者数

地区	開催日時 月日	曜	時間	参加者数	発言者数
1	7月30日	日	午後1.30 午後4.00	57	25
2	8月27日	日	〃	29	12
3	10月8日	日	〃	17	10
4	11月11日	土	〃	47	11
5	10月29日	日	〃	22	8
6	9月14日	木	午後7.00 午後9.00	43	11
7	10月20日	金	〃	38	14
8	9月25日	月	〃	23	12
9	8月8日	火	〃	25	11
10	11月5日	日	午後1.30 午後4.00	32	9
11	9月5日	火	午後7.00 午後9.00	103	22
計				436	145

区議会定例会 11月21日に開会

第4回

本年第四回豊島区議会定例会は十一月二十二日に招集されました。

このたび上程された議案は、

☆昭和四十六年度東京都豊島区一般会計・公益質屋事業会計及び国民健康保険会計歳入歳出決算の認定について

☆東京都豊島区立保育所条例の一部を改正する条例

☆東京都豊島区立児童館条例の一部を改正する条例

☆東京都豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例

☆東京都豊島区立幼稚園条例の一部を改正する条例

☆東京都豊島区立児童遊園条例の一部を改正する条例

☆昭和四十七年度東京都豊島区一般会計補正予算(第四・五号)

などで現在、審議が行なわれています。くわしくは次回発行の「区議会だより」に掲載します。

こくちばん・告知版

◆東京都職員募集

都清掃工場へ勤務する技術職員。職種は機械と電気で大卒(昭19・4・2～25・4・1)、高卒(昭25・4・2～29・4・1生まれの方)。試験日は12月10日、申込受付期間は12月4日までで用紙は区人事係(内線214)にあります

◆レコードコンサート

毎週水曜日午後6時から8時まで区民センター音楽室で開きます

12月6日は、ナツメロヒット特集「帰らざる河」「谷間に三つの魂がなる」他。12月13日は、音楽評論家門馬直美氏の解説でクエーバーの「魔弾の射手」より抜すいして序曲とメンデルスゾーンの交響曲「イタリア」をお送りします。くわしいことは文化係へ。

◆クリスマス演奏会

クリスマスを祝してそれにちなんだ曲を数曲演奏します。

日時は、12月23日(土)午後6時から7時30分まで。会場は、区民センター5階音楽室です。演奏曲目は、「アイネクライネナハトムジーク」「ハレルヤ」「クリスマスフェスティバル」他。(なお多少曲目の変更があるかも知れません)。

演奏は、豊島区オーケストラ。指揮は、長谷川東氏。くわしくは文化係(内線437)へ。

★児童館だより＜12月の行事＞

・南長崎児童館＝クリスマスパーティ　12月16日(土)午後3時30分から5時30分まで。当日はキャンドル・サービスのほか、日常児童館で児童が作製したいろいろの物のプレゼント交換会を開きます。なお楽団演奏も予定しています。950－三〇四二

・高田児童館＝▽12月2日(土)バレーボール大会　▽12月5日～9日まで版画をつくろう週間です。クリスマスカード、年賀はがきなどなんでもつくりましょう　▽12月16日(土)は72年きようなら大バザール。中味はヒミツ・ヒミツ　▽12月23日(土)クリスマス映画会987－六六〇〇

消火器を有効に使いましょう

消火器の街頭取付けが完了

広報としま、七月二十五日号でお知らせしましたように、区では地震時および平常時の初期消火に備えて、街頭に消火器を取りつけました。

いつどんなときでも火災を出さないという心がまえと、実設が大事なことは、いうまでもありません。そして、もし火災を出した場合は、この消火器などの消火器具を使用し、初期のうちに消火しなければ、特に地震時には、大変なことになります。

そこで、いざというときには機敏な行動がとれるよう、日頃から消火器の取り付け場所を確認しておき、その使い方をも知っておいてください。

◎消火器を取り付けた地域

駒込六・七丁目、西巣鴨一～四丁目、上池袋一～四丁目、東池袋五丁目、池袋一・二・四丁目、池袋木町一～四丁目、雑司が谷一～三丁目、高田一～三丁目、南長崎一～四丁目、長崎四丁目、千早町一～三丁目、要町一丁目、高松二丁目

（これ以外の地域で空地、都市化の整備されたところを除く地域は、来年度取り付けます）

◎消火器の種類・取り付け間隔

右の地域内には、約八〇メートルに一本の割合で、強化液消火器と粉末消火器とを交互に取り付けてあります（消火器番号が奇数番が強化液型、偶数番が粉末型のものですが、どちらを使っても結構です。）

◎消火器の使い方

―強化液型・粉末型いずれも使い方はまったく同じです―

①安全ピンを抜く

②ホースを火元に向ける

③レバーを強くにぎる

◎消火器の放射距離・放射時間

種　類	放射距離	放射時間	適　用　火　災
粉末消火器	4～8m	約15秒	なんでもよい，特に油火災に強い
強化液消火器	5～10m	約40秒	なんでもよい，特に普通火災に強い

◎消火器をじょうずに使うコツ

・風上からできるだけ火に近づき、帰るようにして消火します

・一瞬にして消火できたように見えても残火が再燃することもありますので、注意を要します。

・あわてたり、乱暴にあつかうと消火効果がありません。

※なお、取り付けた消火器を実際の火災などで使用した場合は区で薬剤の詰替えを行ないます。また、いつでも使用できるよう消火器の盗難・いたずらなどの事故防止にご協力くださるとともにそのようなことにお気付きになったときはご連絡くださるようお願いします

（連絡先　総務課防災係―内線207）

※消火器の使い方または購入などについて疑問の点がありましたら区役所防災係か消防署にお問い合せください。

【訂正】

ご家庭に配付しました「防災のてびき」の中に一部誤りがありましたので、つぎのように訂正してください。

防災関係機関一覧の巣鴨警察署の電話

正　（九一八）〇五三一

誤　（九一八）〇五八一

「防災のてびき」が届いていない場合は、総務課防災係までご連絡ください。

お米の通帳
有効期限を延長

現在、使用中の一般家庭用米穀購入通帳の有効期限は、一年間延長、昭和四十八年十一月三十日まで有効になりました。くわしくは経済課（内線289）へ。

生業資金を
お貸しします

この資金は、これから事業をはじめようとする方、現在事業をしているが、他の金融機関から資金を借りられない方を対象に融資する資金で、つぎのすべてに該当する方にお貸しします。

①豊島区内に一年以上住んでいて主としてこの資金による職業で生計をたてる人。

②事業計画が具体的で、すぐに事業ができること。またはすでに事業を営んでいること。

③四十六年度の住民税を完納していること（ただし、法令により課税されなかった方を除きます）

④豊島区内に確実な保証人が一人必要です。

⑤都または区から資金を借りた人はその元利金を返済していること

・受付期間

四十八年一月十六日から一月三十一日まで

・貸付金の限度

一世帯二十万円（特に必要と認める場合は、三十万円まで）

・返済期間

六か月の据置期間を含み五年以内

・利率と返済方法

年利三・六五パーセント（日歩一銭）

月賦返済（据置期間無利子）

・申込みとお問い合せは、福祉課福祉係（内線316・355）へ

寝たきりの
おとしよりの方へ

豊島区では、心身に故障があるため、寝たきりの状態にあるおとしより、病苦を慰め、経済的負担を少しでも軽減していただくため、十月一日から月額三千円の福祉手当を支給しています。

☆手当を受けられる方は…

区内にお住まいの満六十五歳以上の方で、つぎの要件のすべてに該当する方

(1)寝たきりの状態が六か月以上になり、なお、その状態が継続するものと認められること

(2)おとしより自身が所得税、住民税を課せられていないこと

(3)養護老人ホームなどの福祉施設または精神病院に入っていないこと

☆手当の額は…

月額三千円です。

☆手当の手払方法

年三回（四、八、十二月）

それぞれ前月までの分を四か月分づつまとめて、ご近所に住まいの民生委員が直接お届けいたします。

なお、今年度分については四十八年一月に支給します。

☆申請手続

老人福祉手当認定申請書に所要事項を記入押印して提出してください。

☆申請先

福祉課福祉第一係（内線312・313）

衆議院議員選挙の
立会演説会

参加者が十三人以上の場合は二班編成となり、前記が第一班で、立会演説会を開きます

◇11月28日　午後6時30分
豊島区立西巣鴨小学校

◇12月2日　午後6時30分
豊島区立時習小学校

◇12月6日　午後6時30分
豊島区立平和小学校

◇11月30日　午後6時30分
豊島区立平和小学校

◇12月4日　午後6時30分
豊島区立西巣鴨小学校

◇12月8日　午後6時30分
豊島区立時習小学校

（候補者の政見や主張を直接聞いていただくためつぎの日程で、立会演説会を開きます）

地域地区についての解説
（その2　都市計画）

都市計画の基本を地域地区制としておりますが、この地域地区制は、私権を制限することのみで、都市計画という街づくりを進めようとするのですから、当然の結果として、都市環境が悪化しないように、あるいは都市発展が各種の公共的な事業を組み合せを進めてゆくものですが土地や建物に与える影響の大きさを考えると、土地利用計画がその中心となるといえましょう。

都市計画法では、土地利用計画は、土地利用計画と

無秩序にならないように、というように消極的な性格にならざるを得ないのです。したがって、地域地区制による街づくりは、短期間で効果が現われるというものではないのです。

では、具体的に、地域地区にはどのようなものがあるのかといいますと、都市計画法では計画的な市街化を図るための市街化区域と市街化調整区域、用途の混在や過密を防ぐための用途地域、大規模火災を防ぐための防火地域、その他環境の悪化を防ぐための高度地区などを定めております。

なお、都市計画法では、その他に地域地区の基準と、指定する際の手続が定められておりますが、指定の結果、どのような規制が働くのかという実際上の問題は、建築基準法など、別の法律によっています。

こくちばん・告知版

年末年始の窓口ご案内

◎区役所・出張所

・年末…十二月二十八日まで

・年始…一月四日から

◎区民センター・公会堂・振興会館

・年末…十二月二十五日まで

・年始…一月六日から

（区民センターの各種相談も同じ。ただし、法律相談は一月十一日（木）から）

◎豊島園

・年末…十二月二十二日まで

・年始…一月二日から

◎秀山荘・高麗清流園

・年末…十二月二十五日まで

・年始…一月二日から

◎児童館・厚生会館・共同作業所

・年末…十二月二十八日まで

・年始…一月四日から

◎勤労青少年センター

・年末…十二月二十六日まで

・年始…一月五日から

◎老人福祉センター

・年末…十二月二十七日まで

・年始…一月五日から

◎公益質屋

・年末…十二月二十九日、三十日三十一日は午前九時から午後六時まで

・年始…一月四日から

◎清年館

・年末…十二月二十八日まで

・年始…一月四日から

◎体育館・体育場

・年末…十二月二十七日まで

・年始…一月五日から

◎図書館

・年末…十二月二十七日まで

・年始…一月五日から

総合都民相談
開催中！

都政、身の上・税金・交通事故や国民年金についてのご相談もお受けいたします。相談は無料で11月29日まで池袋西武百貨店七階ファウンテンホールで開いています。問い合わせは都民寄生活相談課（212―五七五五）へ。

年末調整事務・給与支払報告書共同説明会を開きます

12月12日（火）　豊島公会堂
雑司が谷、高田、目白、南長崎
長崎、千早、要町、高松、千川
の地域の方
12月13日（水）　豊島公会堂
東池袋、南池袋、西池袋、池袋
本町、池袋
の地域の方
12月14日（木）　十文字学園講堂
（北大塚1の10の33）
駒込、巣鴨、西巣鴨、北大塚、
南大塚、上池袋
の地域の方
お問い合せは、
・年末調整事務
豊島税務署、法人税源泉所得税
第1部門源泉担当
・支払調書事務
豊島税務署　所得税第1部門資
料担当
・給与支払報告書関係
豊島区役所総務部課税課区民税
第3係

国民年金相談所を開きます

このたび、国民年金課では、保険料の納入や、国民年金についてのご質問、ご相談をお受けするため、国民年金相談所を開設いたしますので、ご利用ください。

11月27日・28日
第七出張所二階
11月29日・30日
第八出張所二階

時間は、いずれも午前十時から午後四時まで、ご都合の良い会場を利用ください。

区域＝長崎一～六丁目、南長崎一～六丁目、千早町一～四丁目、要町一～三丁目、高松一～三丁目、千川町一～二丁目。

お問い合せは、
年金課調査係（内線303）へ。

来春〃若草保育園〃が開園

南大塚一の十の三若草保育園は来年三月一日開園を目途に現在急ピッチで改築しています。

定員は二百六十一名（零歳児十五名、一歳児四十名、二歳児四十一名、三歳以上児百六十五名）ですが、改築整備の進行状況に応じて、随時入園措置を行ないます。

申込先とくわしいことは福祉事務所（内線344）までどうぞ。

昭和48年　成人の日　記念式典のお知らせ

豊島区は、来年一月十五日に「成人の日」を迎える新成人を祝して、記念式典を行ないます。

◎会　場　豊島公会堂
午前十一時
◎該当者　昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までに出生した区内在住者
◎お問い合せは
社会教育第二係（内線415）へ

10メートル以上の建築物に事前公開標識板を掲示

日照問題などの紛争を事前に防ぐため、その建築計画の内容を公開する目的として、十一月一日から区内に建つ十メートル以上の建物を対象に標識板を、その建築主の敷地内に掲示することになりました。

なお、お問い合せは、
建築課（内線372・373）へ

◆登記所からのお知らせ

例年十二月になりますと、登記関係の事件が急激に増加し、非常に混雑しますので、登記の申請ならびに謄本、印鑑証明書等の請求はお早めにすませてください。

なお、登記事件の年内処理を図るため、一応提出期限をつぎのとおり設定しましたので、ご協力をお願いします。

◇建物の新築、増築、地目変更等
十二月十五日（金）
◇所有権移転、抵当権設定等（権利に関する登記）
十二月二十三日（土）

煙はあなたよりはやい!!

＝非常口、避難器はいつでも使えるように＝

11月26日から12月2日までの一週間秋の火災予防運動が行なわれます。今回の運動では、火災から人命を守るための「安全な管理」と「安全な避難および適切な避難誘導訓練」を行なうことを重点として行なわれます。

避難訓練などには積極的に参加しましょう。

◆神田川にコイを放流しました

東京都水産試験場では、この夏コイを放流して実験した結果、川が生き返っていることがわかり、そこで第二次実験として十一月十三日文京区駒塚橋に三千尾、十四日新宿区面影橋に千尾のイロゴイを放流いたしました。これは河川の汚染状況を知る重要な実験です。

コイを見たり、釣ったりした方は、同試験場600―二八七三まで連絡してください。

◆高齢者の求人求職相談

はたらくぞ、と能力のある高齢者（六十歳以上）が毎日待機しております。職種によっては、高齢者のほうが確実で能率があがる場合もあります。

また、はたらきたい高齢者には条件にふさわしい職業の紹介あっ旋をしております。

いずれも申込希望者は、直接紹介所へおいでください。受付けは土・日・祝日をのぞく毎日午前九時から午後四時まで。

なお、区立老人福祉センターでは、毎週金曜日午前十時から午後三時まで出張相談を行なっております。

板橋高齢者無料職業紹介所
板橋区大山東五一ノ一
板橋区民会館内
電話964―一九六五

◆年末のゴミは早めに!

年末もおし迫りますと、どうしてもゴミの量が増え、一時期に多量のゴミを処理することができませんので、つぎのことにご協力ください。

●家の内外の清掃は、なるべく早くから始めてください。
●ゴミを一時に多量に出さず、分けて出してください。
●事務所などで、年末の掃除される場合も、計画的に何回かに分けて実施し、ゴミを出してください。

年末の粗大ゴミ収集

年末の粗大ゴミ収集は、第二木曜日（十二月十四日）まで、今までどおりの収集日に従って実施します。

具体的には、十二月は山手線の内側を行ない、年始は、一月十六日から山手線の外側を実施しますので、ご協力ください。

粗大ゴミ収集中止期間
12月15日～1月15日
お問い合せは
豊島清掃事務所　984九六八一

◆12月は、固定資産税・都市計画税第3期分を納める月です。

27日（水）が納期限になっております。年末近くになりますと、この都税を取り扱う郵便局、銀行、信用金庫、信用組合などの窓口の混雑が予想されますので、お早めに、これらの窓口を利用されるようお願いします。

◇個人事業税第2期分の納税はおすみでしょうか。

11月30日（木）が納期限です。まだ間に合いますので郵便局か銀行などの金融機関をご利用のうえ完納してください。

◇「公給領収証」をおもちかえください。―料理飲食等消費税―
東京都豊島都税事務所
981―一二一一（代表）

◆豊島郵便局からのお願い

◇年賀状は12月22日までに、都内と地方、都下および豊島区内のもの2四方面に区別し、たばねて、また贈答小包や印刷物は12月15日までにお逆し出しください。
◇郵便物のあて名は正確に、はっきりと郵便番号を必ずお書きください。郵便物はすべて郵便番号により区別して発送しています。あなたの郵便番号もお忘れなく。
◆年末年始のアルバイト学生を募集しています。

くわしくは、986―三二二五へ。

【訂正】▼前月号2頁掲載の区民スキー講習会開催についてお知らせしましたが、講師等の都合で次のとおり一部変更させて頂きます

第三回講習会の日程を2月3日～5日。第一回と第三回の定員を64名に。1月4日～6日の中学生スキー教室を親子スキー教室と変更いたします。▼先頃お配りしました「わたしの便利帳」128頁の郵便局一覧中、豊島東池袋郵便局の電話番号は918局でなく971局の四九〇四です。

区史編さん室から

板碑というのは、板石で作った供養塔で「いたぼとけ」とも、「青石塔婆」などと呼ばれています。弥陀や釈迦などといったような梵字が刻まれ、造立時などが記されているために、文献史料のあまり残されていない豊島区の中世を探っていく上で必須の史料ということがいえます。

豊島区史編さんが始められるまで、本区において、この板碑の所在がわかり、年号の刻まれているのは九つしかありませんでした。それが編さんの過程で千早町一の二一　山上蕗一さん宅地内から年号はわかりませんが断片など合わせて十一が新しく確認されました。（写真）

現在までに板碑でしかも年号までわかっているものは、次表のとおり十五ほどです。

このほかに板碑の所在をご存知の方が、おりましたら区史編さん室までご一報ください。

豊島区史編さん室
981―一一一一（内線274）

年号	西暦	所在地	
嘉元	1303―5	池袋3-1605	洞雲寺
正和4	1315	〃	〃
建武	1334―7	〃	〃
康永3	1344	〃	〃
延文4	1359	千早町1-21	山上蕗一
応永10	1403	〃	〃
応永10	1403	池袋3-1605	洞雲寺
応永22	1415	千早町1-21	山上蕗一
応永24	1417	〃	〃
永享12	1440	長崎1-9	金剛院
文明3	1471	千早町1-9	山上蕗一
文明17	1485	千早町1-21	山上蕗一
明応5	1496	高田2-19	南蔵院
大永8	1528	巣鴨2-23	高岩寺
天文24	1555	池袋本町2-3	林寺

歳末たすけあいにご協力を!

目標額　四五〇万円

「中小商工業の融資資金」ご案内

◇利息は…年利6分6厘以内
◇返済期間は…
・運転資金＝36か月以内（6か月以内据置後、割賦返済）
・設備資金＝42か月以内（6か月以内据置割賦返済）
・短期運転資金＝15か月以内（3か月以内据置後、割賦返済）
◇担保・保証人・保証料は…
必要に応じ要しますが、保証料は全額区で負担します。

近代化長期設備に
二百五十万円

公害防止設備に
三百万円

お貸しできる方、利息は前項と同じですが、返済期間は60か月以内で6か月据置後割賦返済担保、保証人は、必要に応じ要しますが、法人の場合は代表者個人を連帯保証人とします。

保証料は、貸付期間百万円以内、42か月までは公費で負担。

◆申込受付期間・…
年間を通じ月曜～金曜日まで午前10時～午後5時。土曜日は午前9時～正午までです。

◆申込先とお問い合わせは…
区民部税務課商工係（内線288）

※飲食業（ただし大衆食堂等を除く）・遊興娯楽業・仲介・不動産金融・専門サービス業等を除く。

売あげと生産増に

ご活用ください

年末をひかえ、売あげをふやしたい、生産をもっとのばしたいという方は、この機会にぜひご利用ください。

運転・設備資金とも
百万円まで融資します

◇お貸しできる方は…
①区内に引続き一年以上同一事業を営み　②代表者の住所並びに主たる事業所の所在地が共に区内に、または主たる事業所の所在地が区内にあって　③事業計画と資金計画があること。